

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び 業務の一時中止措置等について

建設部管理課

安芸高田市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等及びその解釈について、別紙のとおり国土交通省と同様の取り扱いとします。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための様々な取組によって、工事従事者や業務従事者の確保などの面で工事又は業務の継続が難しい状況がありましたら、発注担当課にご相談ください。